

大田区シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱

平成 31 年 3 月 4 日 30 企広発第 11051 号企画経営部長決定

令和 2 年 10 月 16 日 2 企広発第 10632 号企画経営部長決定

令和 3 年 3 月 10 日 2 企企発第 10849 号企画経営部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第 2 条 ロゴマークは、次の各号に掲げる事業等に使用できるものとする。

- (1) 区民の大田区へのシビックプライドの醸成又はシティプロモーションの推進につながる事業等
- (2) 大田区ならではの地域資源や事業等
- (3) 区の PR に寄与する事業等
- (4) その他区長が認める事業等

(使用申請)

第 3 条 ロゴマークを使用とする者（以下「使用者」という。）が、販売しようとする商品等にロゴマークを使用する場合は、大田区シティプロモーションロゴマーク使用申請書（別記第 1 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした使用者が第 4 条の各号に該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとし、速やかに大田区シティプロモーションロゴマーク使用承認通知書（別記第 2 号様式）により当該申請をした使用者へ通知する。

(使用できない場合・使用の不承認)

第 4 条 区長は、前条の申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、大田区シティプロモーションロゴマーク使用不承認通知書（別記第 3 号様式）により、当該申請をした使用者へ通知する。

- (1) 区のイメージを傷つけるおそれがある場合
- (2) 使用者のロゴマークとして誤認されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (4) 政治、宗教、思想等の活動に利用するおそれがある場合
- (5) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれがある場合
- (7) 区が特定の個人、企業若しくは団体又は商品、サービス、活動等を支援、推奨又は公認していると誤認させるおそれがある場合
- (8) その他区長が不適当と認める場合

(使用承認の取消し)

第 5 条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すもの

とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用承認を受けた範囲外の使用があったとき。
- (3) この要綱及び別に定める使用方法に違反したと認められるとき。
- (4) その他区長が不適当と認めるとき。

2 前項により承認を取り消された使用者は、直ちにその使用の中止及び物品の回収を行わなければならない。

3 区長は、使用者に対し、第1項に定める承認の取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用実績の報告)

第6条 区長は、使用者に対し、必要に応じて使用実績の報告を求めることができる。

2 使用者は、前項により報告を求められた場合、大田区シティプロモーションロゴマーク使用実績報告書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 使用者は、第三者にロゴマークの使用に関する権利を譲渡又は転貸することができない。

(権利の帰属)

第8条 区長は第3条に定める使用承認について、ロゴマークを使用するほかは、使用者に対してロゴマークに関する何らの権利又は権限を与えるものではない。

2 第3条2項に基づき行った当該改変物が二次的著作物と認められる場合における当該著作物に係る知的財産権は、区に帰属する。

3 使用者は、ロゴマークの使用にあたって、商標登録、意匠登録等の知的財産権に関する出願をしてはならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(情報の公開)

第10条 区長は、ロゴマークの使用承認の状況等について情報を公開することができるものとする。

(賠償責任)

第11条 区は、使用者がロゴマークの使用によって起因する問題が生じた場合、一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき承認を受けているものに係る第6条の規定の適用については、改正後の規定を適用するものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。